

素案たたき台（修正後）	住民会議の意見
<p>(前文)</p> <p>私たちのまち南風原町は、沖縄本島南部のほぼ中央に位置し、県都那覇市を含む6つの市町に囲まれ県内では唯一海に面していない町です。古くから地の利を生かし、交通の要衝として栄え、人・物・文化が交流する拠点として発展を遂げました。また、本町には豊かな実りと繁栄をもたらすと云われる南風が流れており、穏やかな起伏をもって広がる農地には豊穡をもたらす七、森を背にして形成された集落には、豊かなコミュニティやと伝統文化、伝統芸能を育みました。をもたらしました。そうした恵まれた環境で築かれた地域の個性は受け継がれ、現在も息づいています。</p> <p>近年、地方分権が進展するなか中、こうした南風原町らしさを生活かしたまちづくりを町の考えのもとで進めていけるようになりました。町の自主的な決定と責任の範囲が拡大するなかで、が広がるなかで私たちは、先人たちのたゆまぬ努力と英知を結集し培われてきた伝統や文化、幾多の苦難の歴史を乗り越えていくなかで心に刻まれた恒久平和を願う心、南風がもたらした緑豊かな自然環境を守り続け、次代を担う子ども供たちに魅力あるまちとして引き継ぐ使命があります。そのため、私たちは、ために、まちづくりのあり方について改めて考え新しい歩みを進めていかなければなりません。</p> <p>時代に対応し、生き活きた元気なまちにしていく持続可能な地域社会をつくるためには、町民一人ひとりが、まちづくりの主役であることを自覚し、町民及び町が、それぞれの果たすべき役割と責務を果たすとともに、互いに情報を共有し、町民参画のもと、互いに連携し協働でまちづくりを進めることが必要です。</p> <p>そのために私たちは、一人ひとりを尊重し、人と人の繋がりを深め、ゆいまーるユイマール精神に基づく地域の絆を大切に、協働のもと明るく豊かで、安心、安全な住みよいまちづくりを進めていきます。そして、すべての町民が南風原町に愛着と誇りを持ち、住みつけたいと思えるまち、幸福度の高いまち、光り輝き、平和で、活力あるまちの実現に向けて取り組むことを決意し、ここにこの条例を制定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1段落目 中断以降に「もたらず」が3回も入っているため整理したほうがいいのか。</li> <li>・ 1段落目の「生かす」、2段落目の「活かす」の漢字表記の確認をしたほうがよい。</li> <li>・ 1段落目の「云われる」を削ってはどうか。</li> <li>・ 2段落目「責任が広がるなかで」という表現を「責任が深まるなかで」という表現にしてはどうか。</li> <li>・ 2段落目の「子供」→「子ども」と表現したほうがいいのか。</li> <li>・ 3段落目の「地域社会をつくる」→「地域社会を維持する」という表現がいいのではないか。</li> <li>・ 3段落目に「果たす」という表現が2回繰り返されているため修正したほうがいいのか。</li> <li>・ 4段落目の「ユイマール」をひらがな表記にしたほうがいいのか。</li> <li>・ 4段落目の後半「光り輝き」の後に”、(てん)”を追加したほうがよい。</li> <li>・ 「南風」の意味とかを説明したほうがよい。読み方とかもルビをふるとか工夫したほうがよい。</li> <li>・ 「安心・安全」という表現を文章の中で記載したほうがいいのか。</li> <li>・ 漢字表記やひらがな表記が文章のなかで混在しているようなので確認したほうがよいと思う。</li> </ul>
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、南風原町のまちづくりに関する基本的事項を定め、町民の権利と役割、議会と行政の役割と責務を明らかにすることにより、町民が自らまちづくりに主体的に参画し、共に協力し知恵を出し合い共通課題に取り組む協働のまちづくりを推進し、笑顔でや幸せがあふれる個性豊かな地域社会を構築することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「笑顔で幸せあふれる」という表現に変更してはどうか。</li> <li>・ 「町民が自ら～取り組む」までを削りシンプルな表現に変更してはどうか。</li> <li>・ 語尾はである調に変更したほうがよい。</li> <li>・ 個性という表現を「特性」「特色」に変更してはどうか。</li> </ul>

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町民 町内に住所を有する者(以下「住民」という。)大、町内で働き又は学ぶ者大、町内で事業活動その他の活動を営む者大又は法人もしくは団体(以下「事業者等」という。)をいう。
- (2) 町 議会と行政をいう。
- (3) 町政 町が行う自治の活動をいう。
- (4) 行政 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会をいう。その他本町の執行機関をいう。
- (5) まちづくり 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。
- (6) 協働 町民及び町行政が適切な役割分担のもと、それぞれが自らの役割を自覚し、お互いを尊重するなかで、共に考え、共に汗を流し、共通の目的の実現のために協力することをいう。
- (7) 参画 町民が、施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、意思決定にかかわることをいう。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、まちづくりの基本を定めるものであり、町は、他の条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合を図らなければならない。

第2章 基本理念及び基本原則

(基本理念)

第4条 町民及び町は、次に掲げるところを基本理念としてまちづくりに取り組むものとする。

- (1) すべての町民が一人ひとりを尊重し、相互に支え合いすべての町民が健やかに、安全で安心して暮らせる平和なまちづくりを進めるものとする。
- (2) 町民及び町は地方自治の本旨に基づき、それぞれの果たすべき役割や責務を認識し、自主的に行動するとともに自立して暮らせる地域社会を築くため、自主性及び自立性を確保した活力に満ちた協働してまちづくりを進めるものとする。
- (3) 町民及び町は、人と人、人と地域とのつながりを深め、自然、歴史及び文化との共生を図りながら次世代に継承できる活力に満ちた個性豊かな魅力あるまちづくりを進めるものとする。

(基本原則)

第5条 町民及び町は、次に掲げる基本原則に基づき、

- ・町民の定義の「住所を有する人」という表現はわかりにくい。
- ・町民の定義の「町内で働き又は学ぶ人」という表現を「町内で働く人、学ぶ人」という表現に変更してはどうか。
- ・町民の定義の「人」→「者」に変更してはどうか。
- ・事業者の位置づけが曖昧。(第9条事業者の役割との関係性も含めて検討する必要がある)
- ・行政の定義の「その他本町の執行機関」という表現ではなくその他の機関をすべて記載してはどうか。
- ・職員の定義を設けてはどうか。
- ・協働の定義には議会も含むべきではないか。

- ・「まちづくりの基本を定める最高規範」という表現を追加してはどうか。
- ・「整合を図ら」を削ってはどうか。

- ・章の名称を基本理念・基本原則としてはどうか。
- ・1号にいきなり平和なまちづくりを進めるとあるが唐突すぎる表現なので、工夫したほうがよい。
- ・2号の「自立」→「自律」に変更してはどうか。
- ・2号の「自主性」→「主体性」に変更してはどうか。
- ・3号を「人と人、人と地域とのつながりを深め、後世に受け継ぐべき文化を尊重し、活力に満ちた個性豊かな魅力あるまちづくりを進めるものとする。」に表現を変えてみてはどうか。

- ・2号の「参加」→「参画」にしてはどうか。

まちづくりを行うものとする。

(1) 情報共有の原則 町民及び町は、相互に情報を提供し共有すものとする。

(2) 町民参画の原則 町は、町民参画参加のもとに町政を推進するものとする。

(3) 協働の原則 町民及び町は、協働によりまちづくりを推進するものとする

~~—(情報共有の原則)—~~

~~第5条 町民及び町は、相互に情報を提供し共有するものとする。~~

~~—(町民参画の原則)—~~

~~第6条 町は、町民参画参加のもとに町政を推進するものとする。~~

### 第3章 町民

(町民の権利)

第6条 町民は、安全で安心かつ快適な生活を求めていく権利を有する。

2 町民は、行政サービスを公平に受ける権利を有する。

3 町民は、まちづくりに関して意見を述べるとともに、参画参加する権利を有する。

4 町民は、町政に関する情報について、知る権利を有する。

(町民の役割)

第7条 町民は、まちづくりの主体として自ら考え行動し、積極的に町政及び地域活動に参画するよう努めるものとする。

2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、公共のきまりを守り、連携し、協力してまちづくりに努めるものとする。

3 町民は、まちづくりに関して、自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、発言及び行動に責任を持つよう努めるものとする。

4 町民は、町政に関する情報に関心を持ち情報の取得及び発信に努めるものとする。

5 事業者等は、地域社会の一員として、社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、町民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

~~—(事業者等の役割)—~~

~~第9条 事業者等は、町民地域社会の一員として、社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、町民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。努めなければならない。~~

- 3号の「参加」→「参画」にしてはどうか。
- 憲法で定めがある権利は本条例において規定しなくてもいいのではないか。

- 次の文章を4項として追加して欲しい「町民は、自然、伝統、文化の継承等、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めるものとする。
- 3号の「発言」という言葉を削除した方がいい。発言に責任を持つという言葉が明記されていると、何も言わなくなるんじゃないか？

- 地域社会の一員→町民の一員
- 努めなければならない→努めるものとする。
- 事業者等は町民としての位置づけがあるので、第8条の5項として規定してもいいのではないか。また、9条として役割を規定するのであれば、定義で事業者等を説明するべきではないか。

## 第4章 議会

(議会の役割と責務)

第8条 議会は、町民の代表者によって構成される町  
の意思決定機関として、町民福祉の向上と公正で民  
主的な町政の発展の視点に立って、町の政策の意思  
決定、行政運営の監視等を行うものとする。

2 議会は、前項に規定する役割を果たすために、広  
く町民からの意見を把握し、政策立案、政策提言等  
の強化に取り組むよう努めなければならない。

3 議会は、町民に対して開かれた議会となるよう努  
めなければならない。

4 議会は、議員間の自由討議を基本とし、町民に対  
し、議会での意思決定の内容及び経過をわかりやす  
く説明するよう努めなければならない。

第10条 議会は、別に定めるところにより、町民に  
開かれた議会および町民参加の住民自治を推し進め  
る議会として活動するものとする。

(議員の役割と責務)

第9条 議員は、町民の代表者として、町民の負託に  
応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、前項に規定する役割を果たすために、ま  
ちづくりに関する町民意思の把握、政策の研究等の  
活動その他の自己研さんに努めなければならない。

第11条 議員は、議会が前条に規定する事項を実現  
するよう、法令等を遵守し、公正かつ誠実に町民の  
負託に応えなければならない。

## 第5章 行政

(行政の役割と責務)

第10条 行政は、計画的で効果的かつ総合的な行政  
運営を行うよう努めなければならない。

2 行政は、公平で質の高い行政サービスの提供を図  
ることにより、町民福祉の増進及び地域の活性化に  
努めなければならない。

3 行政は、自らの判断と責任において、その所管す  
る事務を誠実に執行するとともに、行政組織が相互  
に連携して行政機能を発揮するよう努めなければな  
らない。

4 行政は、職員の能力向上を図り、その能力が発揮  
されるよう努めなければならない。

(町長の役割と責務)

第11条 町長は、この条例を尊重遵守し、町民の負  
託信託にこたえ、公正、公平かつ誠実に職務の遂行  
に努め、町民主体のまちづくり自治の実現を図らな  
なければならない。

2 町長は、情熱を持ってリーダーシップを発揮し、  
町政全体の総合調整を行うとともに、町政の総合的

・議会に関する項目については意見公募で意見があつた内容に変更した方がよい。

・5項として次の内容を追加して欲しい「行政は、積極的な情報発信、情報収集に努めなければならない」。

・3項に記載がある「相互」の意味をはっきりさせたほうがよい。何と何なのか。

・1項の「自治」→「まちづくり」に変更してはどうか。

・1項の「信託」→「負託」に変更すべきではないか。

・1項の「遵守」→「尊重」に変更してはどうか。

・2項の「町長は」の後に「情熱を持って」とい

かつ計画的な将来像を示し、その実現に向け、全力を挙げて取り組まなければならない。

- 3 町長は、町民の意向を適正に判断し、町政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。
- 4 町長は、職員を指揮監督するとともに、効率的、効果的な町政運営に努めなければならない

(職員の役割と責務)

- 第 12 条 職員は、常に法令及び条例等を遵守し、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、その職務に専念しなければならない。
- 2 職員は、自己研さんにより職務能力を向上させるとともに、所属を超えて連携を図り、政策課題に迅速かつ的確に対応しなければならない。
  - 3 職員は、町民との信頼関係づくりに努めるとともに、町民と連携して職務を遂行しなければならない。

## 第 6 章 町政行政運営

(総合計画)

第 13 条 町は、町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するため、最上位の計画として総合計画を策定するものとする。

~~行政町は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、総合計画を策定するものとする。~~

- 2 町長は、総合計画の策定及び見直しにあたっては、町民参画の機会を確保するものとする。
- 3 町長は、総合計画の進行を管理し、必要に応じ見直し、その状況を公表するものとする。

(健全な財政運営)

- 第 14 条 行政は、財源を効率的かつ効果的に活用し、中長期的な展望のもとに財政の健全性を確保するように努めなければならない。
- 2 行政は、町の財政状況について関する資料を作成し、これを町民にわかりやすく伝えなければならない。

(情報の公開及び共有)

- 第 15 条 町は、町民の知る権利を保障するとともに、町民のまちづくりへの参画参画を促進する視点に立ち、情報を適正に収集し、その保有する情報の積極的な公開及び提供を行い、情報の共有に努めなければならない。
- 2 町は、情報の公開及び提供にあたっては、町民に分かりやすい方法を工夫しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 16 条 町は、個人の権利及び利益を保護するため、保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

う文言を追加してはどうか。

- ・ 5 項に次の文言を追加してはどうか。「町長は、自らを広告塔として町の魅力を町内外へ広く発信しなければならない」

- ・ 1 項の「全体の奉仕者」という表現を「まちづくりの専門スタッフ」という表現にしてはどうか。
- ・ 2 項の「政策課題に迅速かつ的確に対応しなければならない」という表現は縛りが強い感じがするため「政策課題の解決に努めなければならない」という表現に変更してはどうか。

- ・ 第 6 章では、議会と行政の取り組みについても規定されているが、行政運営というタイトルでは内容との整合性がつかないのでは？

・ 総合計画の位置づけ、根拠を示す条文を追加したほうがいい。(栗山町参考)

- ・ 主語をすべて「町長」にしてはどうか。⇨第 1 項の主語は、議会も含めた形の表現がいいので「町」がよいのではないか。

- ・ 2 項は、「策定及び見直し」とした方がよいのではないか。

- ・ 第 1 項に「総合計画等をふまえて中長期的な」という表現に変えてはどうか。
- ・ 第 2 項の「資料を作成し」という表現は削除してはどうか。

- ・ 1 項の「参加」→「参画」にしてはどうか。
- ・ 項の全段を情報の公開及び提供としてはどうか。

- ・ 3 項として次の文言を追加してはどうか。「町民及び町が保有する参画とまちづくりに関する情報の共有に努めなければならない。」

- ・ 町で規定している条例の名称も分かりやすく記載したほうがよい。

- ・ 町で規定している条例の名称も分かりやすく記載した方がよい。

(説明責任)

第 17 条 町は、まちづくりに関する計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、町民にわかりやすく説明するよう努めなければならない。

(行政組織)

第 18 条 行政の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会経済情勢の変化に迅速に対応できるよう編成されなければならない。

(審議会等)

第 19 条 行政は、法令等に特段の定めがある場合を除き、審議会等の委員選任にあたっては、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮するものとする。

2 前項の公募による委員の選任にあたっては、公平かつ公正に選任するとともに、男女の均衡に配慮するものとする。

3 審議会等の会議は、個人情報保護及び審議に支障がある場合を除き、公開するよう努めるものとする。

(町民からの意見等、要望への対応)

第 20 条 町行政は、町行政運営に対する意見、要望一等があったときは、速やかに事実関係等を調査し、誠実に対応しなければならない。

2 町行政は、意見、要望等に対して、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。

(意見公募手続)

第 21 条 町は、町の基本的な計画及び重要な条例の策定等に当たっては、特別な理由がある場合を除き町民との協働によるまちづくり又は町政運営に町民の意見等を反映させるため、事前に案を公表し、町民の意見を聴取するとともに、これに対する町の考え方を公表する制度を設けなければならない。

(行政手続)

第 22 条 町は、町政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、適正な行政手続の確保に努めなければならない。

~~行政は、町民の権利及び利益を保護するため、町への申請に対する処分等、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めなければならない。~~

(行政評価)

第 23 条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を図る

・各段階において町は説明ができるのか？

・第 2 項に次の条文を追加してはどうか「前項の公募による委員の選任にあたっては、公平かつ公正に選任するよう努めなければならない。」それに伴って、第 2 項を第 3 項にする。  
・第 2 項に「円滑な審議」としてはどうか。

・「行政手続」の条文と順番を入れ替えてはどうか。

・第 1, 2 項の主語を「行政」→「町」に変更してはどうか。  
・要望を省いて「意見等」としてもいいのではないか。

・意見は広く町民に限らず広く求めた方がいいのではないか。  
・制度を設けなくてもいいのではないか。文言を削除してもいいのではないか。

・「町民からの意見等への対応」の条文と順番を入れ替えてはどうか。

・「町への申請に対する処分」とは何か？

・条文の後半を「組織の改善等に反映させ公表に

ため、適切な目標設定に基づく行政評価の実施に努め、その結果を施策の見直し、組織の改善等に反映させなければならない。

## 第7章 参画及び協働

(参画及び協働の推進)

第24条 町行政は、町民がまちづくりに参画する機会の確保及び拡充に努めなければならない。

2 町民及び町行政は、協働のまちづくりを推進するため、互いの特性を発揮しながら課題解決に取り組むものとする。

(住民投票)

第25条 町長は、町政に係る重要事項について住民の意思を確認するため、その案件ごとに定められる条例により住民投票を実施することができる。

2 町民及び町、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

## 第8章 地域コミュニティ

(地域コミュニティ活動の推進)

第26条 町民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思に基づきまちづくりに取り組むとともに、地域コミュニティの活動に参加し、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて協力し行動するよう努めるものとする。

2 町行政は、地域コミュニティの自主性を尊重し、円滑な活動ができるよう連携に努めなければならない。

## 第9章 安心、安全なまちづくり

(町民生活の安全確保)

第27条 町は、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、学校、地域、家庭及び事業者等並びに関係機関と連携し、環境を整備するとともに、防犯活動と交通安全の推進に努めなければならない。

(危機管理と災害予防町民生活の安全確保)

第28条 町行政は、災害等の緊急の事態に備え、町民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、危機管理体制を確立しなければならない。

2 町行政は、緊急の事態にあたっては、町民及び関係機関等と自助・共助・公助の精神に基づいた連携及び協力を図らなければならないものとする。

3 町民は、緊急時に自らの安全を確保するとともに、

努めなければならない」という表現にしてはどうか。

- ・ 条文に次の文章を追加してはどうか「町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない」
- ・ 「行政評価」ではなく「町政評価」がいいのではないか。

・ 第1項の主語を「行政」→「町」に変更してはどうか。

・ 第2項の主語を「町民及び行政」→「町民及び町」に変更してはどうか

・ 2項の「議会及び町長」→「町」に変更してはどうか。

・ 第2項の主語を「行政」→「町」に変更してはどうか。

・ 第2項の結びを「連携及び支援に努めなければならない。」に変更してはどうか。

・ 第28条をの前に次の条文を追加してはどうか。  
(町民生活の安全確保)

第27条 町は、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、学校、地域、家庭及び事業者等並びに関係機関と連携し、環境を整備するとともに、防犯活動と交通安全の推進に努めなければならない。

・ 条のタイトルを「危機管理と災害予防」に変更してはどうか。

・ 1項及び2項の主語を「行政」→「町」に変更してはどうか。

・ 2項の語尾を「図るものとする」→「図らなければならない」に変更してはどうか。

相互に助け合って活動することができるように地域社会における連帯意識を深めるよう努めるものとする。

## 第10章 平和活動の推進

(平和活動の推進)

第 29 条 町民及び町は、平和な国際社会を実現するため、町民と協働し、平和活動の推進に努めなければならないものとする。

2 町、学校、地域及び家庭並びに関係機関は、平和に対する意識の向上を図るため、連携して平和に関する学習と活動の機会の提供に努めなければならないものとする。

## 第 11 章 連携等

(地域内の連携)

第 30 条 町民及び町は、より良い地域社会をつくるため、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等、それぞれの活動において連携に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との交流及び連携)

第 31 条 町は、共通する課題を解決するため、国、県及び他の市町村と相互に連携を図りながら、協力するよう努めるものとする。

(国際交流)

第 32 条 町は、国際的視野をもつ人材の育成及び国際感覚をまちづくりに取り入れることの重要性を認識し、国際交流に努めるものとする。

## 第 12 章 条例の見直し

(条例の見直し)

第 33 条 町は、この条例の施行後 5 年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢等の変化に適合したものかどうかを検討するものとする。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例を改正しようとするときは、町民参画参画の手法を用いなければならない。

### 附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行します。

- ・第 1 項の主語に「町民」を追加、中頃にある「町民」を削除、結びを「努めなければならない」としてはどうか。
- ・第 2 項の結びを「努めなければならない」にしてはどうか。

- ・次の内容に変更してはどうか「町民及び町は、より良い社会をつくるため、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等、それぞれの活動において連携に努めるものとする。」

- ・次の内容に変更してはどうか「町は、国際的視野をもつ人材の育成及び国際感覚をまちづくりに取り入れることの重要性を認識し、国際交流に努めるものとする」

- ・条例を見直しするかの判断を行う時点から町民参画の手法をもちいるよう規定してはどうか。
- ・第 2 項の「参加」→「参画」にしてはどうか。